

在籍型出向を活用し、

「産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）」を受給しませんか？

「在籍型出向」では、自社にはない実践での経験による新たなスキルの習得が期待できます。
労働者のスキルアップを在籍型出向で行い、条件を満たした場合には、**出向元事業主に対しての助成金が支給されます。**

助成対象となる「出向」とは？

(以下のすべてに該当する出向を指します)

- ▶ 労働者のスキルアップを目的とすること
- ▶ 出向した労働者は、出向期間修了後、元の事業所に戻って働くことが前提であること
- ▶ 労働者の出向復帰後6か月間の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも5%以上上昇させること

助成の内容（対象：出向元事業主）

(企業グループ内出向の場合は支給されません)

	中小企業	中小企業以外
助成率	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{2}$
助成額	以下のいずれか低い額に助成率をかけた額（最長1年まで） イ) 出向労働者の出向中の賃金 ^(※1) のうち出向元が負担する額 ロ) 出向労働者の出向前の賃金の1/2の額	
上限額	8,355円 ^(※2) / 1人1日当たり (1事業所1年度あたり1,000万円まで)	

※1 出向中の労働者に対する賃金は出向前に支払っていた賃金以上の額を支払う必要があります。

※2 雇用保険の基本手当日額の最高額（令和4年8月1日時点）。毎年8月に改正されるためご注意ください。

助成額の算出例（イメージ）

- ・ 出向元は**中小企業**
- ・ 出向前の賃金日額、出向中の賃金日額はいずれも**9,000円**
- ・ 出向元賃金負担**3,600円**、出向先賃金負担**5,400円**（出向元の賃金負担が4割）
- ・ 出向復帰後の賃金日額**9,450円**

助成率：2/3 助成額：2,400円

（上限額の条件である日額8,355円以下も満たしている）

イ) 3,600円

ロ) 4,500円(9,000×1/2)となるため、低い額はイとなり、
具体的な金額は3,600円×2/3 = **2,400円**

「在籍型出向」の活用事例

出向元：製造業

事業体制見直しの中で新製品の事業開拓を進めるため、
従業員の**スキルアップ**や**キャリア形成**したい。
ロボット組立の最先端工場で経験を積ませ、組立技術や
ライン管理、安全管理技能等の習得を目指すことにした。

出向先：産業用電気機械器具製造業

海外でのロボット需要拡大で製造現場の人員が
不足しており、質の高い人材を探していた。
違う環境・職種へチャレンジしたいという
意欲のある人材を受け入れることとした。

出向元：温泉旅館業

老舗旅館を経営しているが、**最新型ホテルの優れた
サービスを学ぶ**ため、出向させたい。

出向先：ホテル・サービス業

老舗旅館からの出向であることから、
スタッフのスキルアップにもつながると考え、
初めて出向を受け入れた。

出向元



「在籍型出向」を活用し
労働者のスキルアップを
図りたい企業

産業雇用安定センター マッチング（在籍型出向）



出向先

「在籍型出向」を活用し
一時的に人材を
確保したい企業

産業雇用安定センターでは、スキルアップ支援コース
（在籍型出向）のマッチングを **無料** で支援しています

公益財団法人 産業雇用安定センター 宮崎事務所

〒880-0812 宮崎県宮崎市高千穂通1-6-35 住友生命宮崎ビル3階

電話：0985-38-7210

産業雇用安定センター 在籍型出向

産業雇用安定助成金 申請・お問い合わせ先

産業雇用安定助成金の要件や申請に関するご相談は、宮崎労働局 助成金センターまでお願いいたします。

助成金受給までの流れ

1

出向元事業主と
出向先事業主との**契約**※1
労働組合などとの**協定**
出向予定者の**同意**

2

出向計画届（スキル
アップ計画を含む）
提出・要件の確認※2

3

出向の実施
（1か月間～2年間）

4

出向から復帰
（賃金上昇）※3

5

支給申請※4
助成金受給※5
（最長1年分）

※1
出向元事業主と出向先事業主との間で、出向期間、出向中の労働者の処遇、出向労働者の賃金額、出向元・先の賃金などの負担割合などを取り決めてください。

※2
出向元事業主が出向計画届を作成し、出向開始日の前日（可能であれば2週間前）までに宮崎労働局 助成金センターへ提出してください。

※3
労働者の出向復帰後6か月間の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも5%以上上昇させる必要があります。

※4
出向復帰後6か月後の賃金支払日の翌日から起算して2か月以内に
出向元事業主が支給申請書を作成し、宮崎労働局 助成金センターへ提出してください。

※5
支給申請書に基づき、出向元事業主に助成金を支給します。

詳細をご確認いただけます。▶
『産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）ガイドブック』



宮崎労働局 助成金センター

〒880-2105 宮崎県宮崎市大塚台西1-1-39（受付時間 平日8:30～17:15）

電話：0985-62-3125

助成金センターへお越しの際はお電話でのご予約をお願いいたします

宮崎労働局 産業雇用安定助成金